

令和5年度諫早市農業委員会 第6回総会議事録

1 開催日時 令和5年8月28日(月) 開会 午後2時00分～閉会 午後3時30分

2 開催場所 諫早市役所 本館5階 大会議室

3 出席委員 (20人)

会 長	20番	山開博俊			
会長職務代理者	19番	久本純造			
農 業 委 員	1番	久保 繁	2番	牟田 繁	3番 西口雪夫
	4番	立森和富	5番	前田貞松	6番 林田芳信
	7番	平野和敏	8番	増田真美子	9番 補伽文夫
	10番	森田正男	10番	中島康範	12番 松本秀徳
	13番	江崎義明	14番	野田 浩	15番 泉野政則
	16番	田淵勇二	17番	池田武弘	18番 増山時子

4 欠席委員 (0人)

5 議 案

- 第1号 農地法第3条の規定による許可申請書審議の件
- 第2号 農地法第4条の規定による許可後の計画変更承認申請書審議の件
- 第3号 農地法第4条の規定による許可申請書審議の件
- 第4号 農地法第5条の規定による許可申請書審議の件
- 第5号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定等審議の件
- 第6号 農地中間管理事業に係る「農用地利用配分計画」に対する意見聴取の件
- 第7号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見聴取の件

6 報 告

- 第1号 農地法第3条の3の規定による届出書受理の件
- 第2号 農地法第4条の規定による農地転用届書受理の件
- 第3号 農地法第5条の規定による農地転用届書受理通知の取消願の件
- 第4号 農地法第5条の規定による農地転用届書受理の件
- 第5号 農地改良等届書受理の件

7 そ の 他

8 事 務 局

局 長 諸岡昌史 次 長 増山義洋 主 任 境田正文

9 議 事

(開会)

議 長 これより、「令和5年度 諫早市農業委員会 第6回総会」を開会いたします。
総会の定足数について、事務局より報告願います。

事 務 局 総会の定足数につきまして、ご報告いたします。
農業委員会の在任委員20名中、20名の出席で定足数に達していますので、総会
が成立していることをご報告いたします。以上で、報告を終わります。

議 長 それでは議事に入る前に、諫早市農業委員会総会会議規則第19条第2項に規定
の議事署名人を定めたいと存じます。私に、ご一任いただければ指名したいと思
いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 異議なしということですので、議事録署名人に3番・西口雪夫委員、12
番・松本秀徳委員のご両人をお願いいたします。

それでは、議事に入りますが、議事進行上、発言される際、挙手をし、議長の許
可を受けてから、氏名を告げて発言をお願いします。また、発言は、簡明に、議題
外、又はその範囲を越えないようにお願いします。

(議案第1号) それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請書審議の件」を議題
といたします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 1番、飯盛地区、飯盛町里の農地1筆、計328㎡について、耕作に便利なため、
購入する申請です。権利取得後の農地面積は3,698㎡です。トラクターや軽ト
ラック等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また農業
に約40年間従事され、譲受人宅から申請地までは徒歩で約1分以内でありますの
で、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま。

2番、高来地区、高来町下与の農地1筆、計565㎡について、耕作に便利なた
め、購入する申請です。権利取得後の農地面積は6,814㎡です。トラクターや普
通トラック等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また
農業に約25年間従事され、譲受人宅から申請地までは徒歩で約1分以内でありま
すので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま。

議 長 議案第1号の説明がありましたので、1番・飯盛地区担当の委員さん補足説明を
お願いします。

委 員 1番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地
において年間を通し馬鈴薯、白菜等を栽培されると見込まれます。権利取得後にお
いて周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」との
ことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のい
ずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議願
います。

議 長 1番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。

- (「なし」と言う者あり)
- 議 長 ご質問がないようですので、1番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
- (「異議なし」と言う者あり)
- 議 長 ご異議がないようですので、1番は申請どおり許可することに決定いたします。
- 議 長 次に、2番・高来地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
- 委 員 2番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し蕎麦を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。
- 議 長 2番について、何かご質問はありませんか。
- (「なし」と言う者あり)
- 議 長 ご質問がないようですので、2番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
- (「異議なし」と言う者あり)
- 議 長 ご異議がないようですので、2番は申請どおり許可することに決定いたします。
- 議 長 次の議案第2号「農地法第4条の規定による許可後の計画変更承認申請書審議の件」と議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請書審議の件」につきまして(議案第2号)は、申請者が同じで、同一地区での営農型太陽光発電に関する申請でございますので、一括して審議したいと思います。事務局から説明をお願いします。(議案第3号)
- 事 務 局 議案第2号農地法第4条の規定による許可後の計画変更承認申請書審議の件及び議案第3号農地法第4条の規定による許可申請書審議の件について関連がございますので併せて説明いたします。本件は営農型太陽光発電施設についての申請となります。これまで許可をした13箇所のうち11箇所については、先月変更承認について審議していただきました。残る2箇所のうち1箇所について今回申請がっております。議案説明書の一番最後に、営農型で許可をしている一覧表を添付しておりますので、参考にご覧いただければと思います。
- 議案第2号1番、本件は、令和5年4月10日付けで許可、一時転用期間10年を出し、現在、太陽光発電パネルの設置工事を進めておりましたが、先月の変更承認申請と同様に当初予定していた営農型太陽光発電施設のパネルの配置変更による計画変更承認申請となります。パネル枚数が243枚が131枚に、支柱が80本が52本に変更となり、一時転用となる支柱部分の面積が0.36㎡が0.23㎡に変更となるものです。区域区分はその他の区域、農振白地です。作物については、サカキをハナシバとそばに変更するとのことです。
- 続きまして、議案第3号の1番、本申請地は、議案第2号の隣接地となります高来町船津の農地1筆914㎡のうち、太陽光パネルの支柱、26本分の0.12㎡について、営農型太陽光発電施設用地とする新規の一時転用の申請です。パネルは68枚(パネル設置面積175.74㎡)設置し、パネルの下でハナシバとそばを

栽培するものです。売電単価は12円となっております。区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準は、10ha以上広がりがある農地に隣接しているので第1種農地に該当し、原則不許可でありますが一時的転用でありますので、不許可の例外に該当します。土地の造成は無く現状のまま利用し、雨水については自然流下で隣接する水路に接続します。

隣接する農地所有者等との協議報告書が添付されており、資金については融資証明書で確認しております。以上で説明を終わります。

議 長 事務局から説明がありましたので、1番・高来地区担当の委員さん補足説明お願いします。

委 員 担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区別協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長 議案第2号の1番と議案第3号の1番について、何かご質問はありませんか。
(質疑) (「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、議案第2号の1番と、議案第3号の1番は申請どおり許可することにご異議はありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、議案第2号の1番と議案第3号の1番については申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請書審議の件」を議題と
(議案第4号) いたします。

事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請書審議の件についてご説明いたします。1番、赤崎町の畑及び田2筆計656㎡の農地と併用地として、隣接する宅地を併せまして全体の開発面積1383.3㎡について、住宅用地、集合住宅とする転用申請です。区域区分は調整区域、農振白地です。契約内容は所有権移転の売買、農地の立地基準については、森山駅からおおむね300m以内にある農地ですので第3種農地に該当します。本件は、木造2階建ての集合住宅を建築する計画となっております。造成については盛土を最高0.99m、切土を0.45m施し周囲には建物基礎擁壁を設置し土砂等の流出を防ぎます。排水について、雨水は造成地内に側溝を整備し、既存の水路へ放流します。汚水等については下水道に接続します。隣接する農地は無く、資金については融資証明書及び通帳の写しで確認しています。都市計画法第29条第1項に基づく開発許可申請中です。

2番、小野島町の田4筆計2,998㎡について、資材置場及び駐車場用地とする転用申請です。契約内容は所有権移転の売買、区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については、干拓の里駅からおおむね300m以内にある農地ですので第3種農地に該当します。申請者は小野島町で建築業を営んでおり、現在の資材置場・駐車場が手狭となったこと、また、一部借地であるため、今回購入し新たに整備するものです。整備後は借地については返却するとのことです。本件に

おける造成計画についてですが、盛土を最高0.45m施し、周囲にはコンクリート擁壁を設置し、土砂流出等の被害を防ぎます。雨水は周囲に側溝を整備し、北側宅地を一部借用し既存水路へ放流します。汚水等は発生いたしません。隣接する農地所有者等との協議報告書が添付され、資金については通帳の写しで確認しています。

3番、富川町の畑1筆359㎡について、公民館用地とする転用申請です。契約内容は所有権移転の売買、区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については、第2種農地に該当しております。本件ですが、小野地区の公民館が、県が行う富川河川公園整備事業に伴い移設が必要となり、木造平屋建ての公民館を整備するものです。土地の造成はなく、現状のまま利用し、南側の道路側はブロック擁壁を整備し土砂等の流出が無いようにいたします。雨水については既存の道路側溝へ、汚水については下水道に接続します。隣接する農地所有者等との協議報告書が添付され、資金については通帳の写しで確認しています。

4番、飯盛町平古場の畑2筆と隣接の宅地の一部を合わせまして合計587.96㎡について、特定建築条件付土地、2区画とする転用申請です。契約内容は所有権移転の売買、区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については第2種農地に該当します。本件は申請地内に2区画分の住宅を建築する計画となっており、造成については現状のまま利用します。周囲には擁壁を設置し土砂等の流出が無いようにいたします。雨水については造成地内に側溝を整備し道路側溝へ放流します。汚水等については合併浄化槽を設置し、道路側溝へ放流します。隣接する農地所有者等との協議報告書が添付され、資金については残高証明書で確認しています。

5番、飯盛町平古場の畑1筆10㎡について、宅地の一部としていたとする追認の申請です。契約内容は所有権移転の交換となっております。区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については、第2種農地に該当しております。申請地ですが、4番の申請地の隣接地となり、測量調査をした際に越境していることが判明したもので、今回、交換により取得する申請となります。今後も、現状のまま利用するので被害の恐れはありません。雨水については自然流下で既存の水路へ接続します。隣接する農地は無く、現状のまま利用するため追加の資金はありません。また、農地法の許可なく農地を農地以外のものにしていたということで、顛末書の提出がなされております。以上です。

議長 議案第4号の説明がありましたので、1番2番と・小野地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 1番について、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議のほどよろしくお願いします。

委員 2番について、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議のほどよろしくお願いします。

- 議 長 1番と2番について、何かご質問はありませんか。
 (「なし」と言う者あり)
- 議 長 ご質問がないようですので、1番と2番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。(「異議なし」と言う者あり)
- 議 長 ご異議がないようですので、1番と2番は、申請どおり許可することに決定いたします。
- 議 長 次に、3番・本野地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
 委員 担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議のほどよろしくをお願いします。
- 議 長 3番について、何かご質問はありませんか。
 (「なし」と言う者あり)
- 議 長 ご質問がないようですので、3番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
 (「異議なし」と言う者あり)
- 議 長 ご異議がないようですので、3番は申請どおり許可することに決定いたします。
- 議 長 次に、4番と5番・飯盛地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
 委員 4番について、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議のほどよろしくをお願いします。
- 委 員 5番について、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議のほどよろしくをお願いします。
- 議 長 4番と5番について、何かご質問はありませんか。
 (「なし」と言う者あり)
- 議 長 ご質問がないようですので、4番と5番は申請どおり許可することにご異議はありませんか。
 (「異議なし」と言う者あり)
- 議 長 ご異議がないようですので、4番と5番は、申請どおり許可することに決定いたします。
- (議案第5号) 次に、議案第5号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定等審議の件」を議題といたします。事務局から、説明をお願いします。
- 事 務 局 1番、長田地区、小豆崎町の農地3筆 2, 143㎡、について農業経営規模拡大を行うため、購入する申出です。申出人は、水稻、ホウレン草、馬鈴薯、人参の生産を主体に経営されています。
 以上、1番の申し出は、権利取得後の全ての農地について、年間を通して耕作されると認められるため、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。
- 議 長 事務局から説明がありましたのが、議案第5号の1番は、19番委員に関する事

項でございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、19番委員の退席を求めます。

(19番委員退席)

議長 1番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、1番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、1番は、申請どおり許可することに決定いたします。19番委員の入場を求めます。

(19番委員・入場→着席)

続きまして、関連がありますので、議案第5号の2番から9番、議案第6号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画に対する意見聴取の件」について、一括して議題とします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第5号の2番、諫早地区仲沖町の農地1筆、3,093㎡、小野地区赤崎町、川内町の農地7筆20,151㎡計23,244㎡を、議案第6号の1番に使用貸借10年で新規に権利設定する計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、麦の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより農地中間管理事業の活用に繋がります。

議案第5号の3番、多良見地区多良見町山川内の農地4筆、3,955㎡を、議案第6号の2番に使用貸借15年で新規に権利設定する計画です。権利の設定を受ける者は、みかんの生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより農業経営規模拡大に繋がります。

議案第5号の4—1番、森山地区森山町田尻の農地2筆、894㎡を、議案第6号の3番に使用貸借10年で新規に権利設定する計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより農業経営規模拡大に繋がります。

議案第5号の4—2番、森山地区森山町田尻の農地1筆、967.99㎡を、議案第6号の4番に使用貸借10年で新規に権利設定する計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、ミニトマトの生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより農業経営規模拡大に繋がります。

議案第5号の5番、飯盛地区飯盛町後田の農地1筆、2,715㎡を、議案第6号の5番に貸借10年で新規に権利設定する計画です。権利の設定を受ける者は、馬鈴薯、人参の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより農業経営規模拡大に繋がります。

議案第5号の6番、飯盛地区飯盛町上原の農地2筆、1,215㎡を、議案第6号の6番に使用貸借10年で新規に権利設定する計画です。権利の設定を受ける者は、馬鈴薯、人参の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより農業経営規模拡大に繋がります。

議案第5号の7番、高来地区高来町溝口の農地1筆、1,842㎡を、議案第6号の7番に使用貸借10年で新規に権利設定する計画です。権利の設定を受ける者は、ゴーヤの生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより農業経営規模拡大に繋がります。

議案第5号の8番、高来地区高来町金崎の農地1筆、1,701㎡を、議案第6号の8番に使用貸借10年で新規に権利設定する計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、ゴーヤの生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより農業経営規模拡大に繋がります。

議案第5号の9番、高来地区高来町下与、峰の農地5筆、7,218㎡を、議案第6号の9番に使用貸借10年で新規に権利設定する計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより農業経営規模拡大に繋がります。

(議案第6号) 続きまして、議案第6号の農用地利用集積等促進計画の変更について、説明します。既に農業経営基盤強化促進法により農地中間管理機構が利用権の設定を受けている、高来地区高来町泉、金崎の農地3筆、5,250㎡について、議案第6号の10番のとおり、設定を受ける者の変更を行う農用地利用集積等促進計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営しており、今回、農業経営規模拡大を行うため、権利の設定を行うものです。契約内容は、使用貸借となっており、貸借期間は従前の貸借期間の残存期間である8年9か月となっています。

以上 第5号議案の2番から9番までの申出は農地中間管理事業の実施に係るものと認められるため、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号の要件を満たしています。

また、第6号議案の1番から10番までの農用地利用集積等促進計画は、「農地中間管理事業実施に関する規程」の「貸付先決定ルール」に基づき作成されたものであります。

議 長 議案第5号2番から9番、議案第6号の1番から10番」について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、議案第5号の2番から9番を許可し、議案第6号の1番から10番を「意見なし」とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、議案第5号の2番から9番を許可し、議案第6号の1番から10番を「意見なし」とすることに決定いたします。

議 長 次に、議案第7号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見聴取の件」を議題といたします。

(議案第7号)

事務局から、説明をお願いします。

事 務 局 第7号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見聴取の件について、ご説明いたします。

令和5年4月1日付け「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律」の施

行に伴い、本市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（基本構想）」について変更を行うものです。

主な変更内容につきまして、別紙の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更概要」のとおりとなっております、

一つ目に

「農業を担う者の確保及び育成」に関する事項の追加

二つ目に

「農地の面的集積（集約化）目標」の変更

三つ目に

「農用地の効率的かつ総合的な利用」に関する事項の追加及び変更

四つ目に

「利用権設定等促進事業」に関する事項の削除及び「地域計画」の実現に関する事項が追加されております。

基本構想（案）については、別紙のとおりとなっております。

「人・農地プランから法定化された地域計画に変更されたことに伴い追加修正等が行われたものです」

以上が主な変更概要及び基本構想（案）となっております。説明をおわります。

議長 議案第7号の説明がありました。何かご質問はありませんか。
(質疑) (「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、議案第7号については、「特に意見なし」とすることにご異議はありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、議案第7号については、「特に意見なし」とすることに決定いたします。

(報告) 次に、報告案件について、事務局より報告願います。

事務局 報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出書受理の件」について報告します。諫早・本野地区から1件、小栗地区から2件、小野地区から2件、多良見地区から1件、合計6件出ています。届出理由は、全て相続により農地の所有権を取得したためです。

報告第2号「農地法第4条の規定による農地転用届出書受理の件」につきましてご報告いたします。1番、多良見町木床の畑3筆688㎡を住宅用地（共同住宅）とする届出です。

報告第3号「農地法第5条の規定による農地転用届出書受理通知の取消願の件」につきましてご報告いたします。1番、平山町の畑1筆445㎡について、令和5年7月26日付けで届出がありました。今回、住宅の建築計画変更のため面積が減少となったことから、取消願の提出があったものです。なお、取消後、新たに5条の届出がなされております。

報告第4号「農地法第5条の規定による農地転用届出書受理の件」につきましてご報告いたします。1番、西栄田町の畑1筆215㎡を駐車場用地とする贈与の届

出です。

2番、平山町の畑1筆285㎡を住宅用地（一般住宅）とする使用貸借の届出です。
（報告第3号関係）

3番、小船越町の田1筆172㎡を住宅用地（一般住宅）とする使用貸借の届出です。

4番、久山町の現況地目畑1筆142㎡を併用地と併せて住宅用地（共同住宅）とする売買の届出です。

5番、多良見町化屋の畑1筆309㎡を住宅用地（一般住宅）とする使用貸借の届出です。

報告第5号「農地改良等届書受理の件」についてご報告いたします。

1番、高来町東平原の畑1筆5112㎡のうち2240㎡について、休耕地であったため、堆肥・土壌改良剤を混合した客土を入れ、生産性を高めるため農地改良を行うものとなっております。改良後は、唐辛子・にんにく等を作付する計画となっております。以上です。

議 長 ただいまの報告の件について、何かご質問はありませんか。
（「なし」と言う者あり）

議 長 なければ、報告の件は、ご了承をお願いします。

議 長 以上をもちまして、提出されました案件は全て終了いたしました。

議 長 お諮りします。議決された案件につきましては、字句、数字、その他整理を要するものがありました場合、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議 長 異議ありませんので、これらの整理を要するものにつきましては、議長に委任することに決定いたしました。

議 長 本日の、農地法等に係る審議結果を報告します。

議案第1号	農地法第3条許可	2件。
議案第2号	農地法第4条許可後の計画変更	1件。
議案第3号	農地法第4条許可	1件。
議案第4号	農地法第5条	5件。
議案第5号	農業経営基盤強化促進法による利用権設定	9件。
議案第6号	農地中間管理事業に係る農地利用集積等促進計画	10件。
議案第7号	農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る	1件。

意見聴取

以上、審議件数は、全部で29件でございました。以上で本日の審議事項等はすべて終了いたしました。委員さん方から何かご質問はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議 長 なければ、事務局から連絡事項はありませんか。

事務局 （事務連絡）

議 長 それでは、これをもちまして、令和5年度諫早市農業委員会第6回総会を閉会い

たします。長時間にわたり、ありがとうございました。

議 長 _____

議事録署名人 _____

議事録署名人 _____